

## 掲載内容

### 第1章 各サービスの共通事項

- 第1 サービス提供と契約
- 第2 実施基準・運営
- 第3 介護報酬

### 第2章 通所系サービス

#### 第1節 実施基準・運営

- 第1 共通事項
- 第2 通所介護(デイサービス)
- 第3 通所リハビリテーション(デイケア)
- 第4 事故・苦情への対応

#### 第2節 介護報酬の算定

- 第1 共通事項
- 第2 通所介護費
- 第3 通所リハビリテーション費
- 第4 利用できる加算

### 第3章 短期滞在系サービス

#### 第1節 実施基準・運営

- 第1 共通事項
- 第2 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 第3 短期入所療養介護
- 第4 事故・苦情への対応

#### 第2節 介護報酬の算定

- 第1 共通事項
- 第2 短期入所生活介護費

- 第3 短期入所療養介護費(介護老人保健施設)
- 第4 短期入所療養介護費(病院・診療所)
- 第5 短期入所療養介護費(介護医療院)
- 第6 利用できる加算

### 第4章 訪問系サービス

#### 第1節 実施基準・運営

- 第1 共通事項
- 第2 訪問介護(ホームヘルプ)
- 第3 訪問入浴介護
- 第4 訪問看護
- 第5 訪問リハビリテーション
- 第6 居宅療養管理指導
- 第7 事故・苦情への対応

#### 第2節 介護報酬の算定

- 第1 共通事項
- 第2 訪問介護費
- 第3 訪問入浴介護費
- 第4 訪問看護費
- 第5 訪問リハビリテーション費
- 第6 居宅療養管理指導費
- 第7 利用できる加算

#### 索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

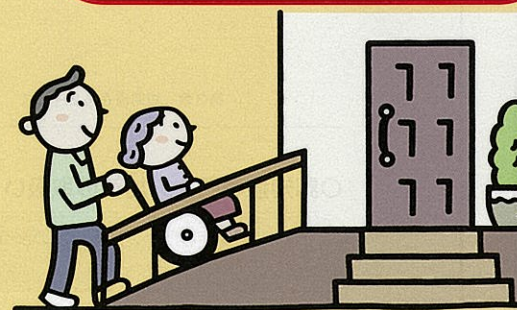
# 令和3年度介護報酬改定に完全対応!

# わかりやすい 居宅介護サービスの実務

編集 居宅介護サービス実務研究会

- 代表 小嶋 珠実 (社会福祉士)  
小川 久美子 (社会福祉士)  
大輪 典子 (社会福祉士)  
原 星子 (社会福祉士・  
介護支援専門員)  
古笛 恵子 (弁護士)

感染症や災害への対応力強化や地域包括ケアシステムの推進など、令和3年4月1日施行の改正介護保険法や政省令、告示、通知の内容を盛り込んだ最新の内容です。



事業運営上の基準や報酬の算定をめぐる運用上の解釈のほか、トラブルへの対応など幅広い内容を収載しています。

居宅介護サービス全般を取り上げて、サービスごとに法令や通知、厚生労働省Q&Aに基づく実務上の取扱いを解説しています。



★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,088頁  
定価12,100円(本体11,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2022.4) 646-1②

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信





# 内容見本 (B5判縮小)

設問の内容を簡潔に示しています。

## ○ADL維持等加算の取扱い【通所】

**Q** ADL維持等加算は、どのような場合に算定することができるか。

**A** 下記「2」の要件を満たす通所介護事業所の利用者全員について、評価対象期間（前々年度の1月から12月までの1年間）終了後の4月から3月までの1年間、新たな加算の算定をすることができる。

サービスの実施や運営の基準、報酬算定の解釈に関する疑問点を掲げています。

Qに対する回答を簡潔にまとめています。

### 1 ADL維持等加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、ADLの評価を、Barthel Indexを用いて行います。評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定の単位数を所定単位数に加算します。また、評価対象期間の終了後にもBarthel Indexを測定し報告した場合には、より高い

居宅介護実務

### ③ 算定要件適合一覧表等の送付

- 国保連合会は、②において算出した評価基準値に基づき、次のとおり資料を作成し、各年2月下旬に各都道府県、各市町村宛に送付します。
- ⑦ ②の全てを満たす場合は、「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」を作成します。
  - ⑧ ②のいずれか1以上を満たさない場合は、「ADL維持等加算算定要件不適合事業所一覧表」を作成します。

### MEMO

適宜、設問に関連する留意事項や実務上のノウハウについて解説しています。

#### ■Barthel Index（バーセルインデックス）

バーセルインデックスとは、ADLを評価する手法の一つで、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するものです（第158回社保審一介護給付費分科会資料11-④）。

#### ■指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体運営の算定

ADL維持等加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象となりますので、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者は含まれません。なお、指定居宅サービス基準16条の2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始日までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものです（平30・3・23厚労省QA問37）。

#### ■評価対象利用期間

ADL維持等加算の評価対象利用期間は、評価対象期間の一部です。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要があります。連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とします。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とします（平30・3・23厚労省QA問38）。

#### ■平成30年度のADL維持等加算の算定に係る事務

居宅介護実務

解説の根拠となる法令や通知、厚労省 Q&A を明示しています。

## ○介護医療院で実施する短期入所療養介護費の取扱い

**Q** 介護医療院において、短期入所療養介護費を算定するための基準にはどのようなものがあるか。

**A** 所定単位数の算定、定員超過利用・人員基準欠如・夜勤体制及び療養環境によって所定単位数の減算及び加算が行われる。短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取扱いが行われる。

### 1 介護医療院サービス費の算定要件の取扱い

介護医療院における医療処置の実施割合などの実績をていねいに把握するためには、算定要件における実績を算出するための期間を十分に設け、判定することが必要です（平30・3・28厚労省QA問10）。

#### (1) 介護医療院を新規に開設する場合

開設日が属する月を含む6か月以内に限り、I型介護医療院サービス費(Ⅱ)又は(Ⅲ)若しくはII型介護医療院サービス費のうち、人員配置区分に適合した基本施設サー

居宅介護実務

## ○認知症専門ケア加算の取扱い【生活・療養】

**Q** 認知症専門ケア加算はどのような場合に算定することができるのか。

**A** 指定短期入所生活介護事業所・指定短期入所療養介護事業所においても、認知症により日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められる（おおむね認知症日常生活自立度Ⅲ以上）に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は当該基準に掲げる区分に従い1日につき所定の単位数を算定する。

### 1 認知症専門ケア加算

認知症対応型共同生活介護事業所・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護事業所・短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所において、認知症ケアの強化を図るために介護保険施設や居住系サービスで適用されていた認知症専門ケア加算が、短期入所生活介護・療養介護のショートステイサービス（予防給付サービスを含みます。）にも拡大されました。認知症の専門的なケアを実施するため、認知症介護の経験や知識を有する者が、質の高い介護サービスを提供することを目的としています。

居宅介護実務

具体的な解説を2頁程度の分量で解説しています。

### 2 認知症専門ケア加算の算定要件

以下の算定要件による区分により、①又は②のいずれかの加算を算定します（居宅サービス費算定基準別表8ホ・別表9イ(5)ロ(7)ハ(5)ホ(Ⅱ)、平12・3・8老企40 第二 2(Ⅱ)・3(Ⅱ)）。

#### ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

- ⑦ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の2分の1以上であること
- ⑧ 認知症介護に関する専門的な研修（「認知症介護実践リーダー研修」を指します。）を修了している者を、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1名に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していること
- ⑨ チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
- ⑩ 当該施設の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指

六七四

## ○介護報酬に係る特別地域加算（共通）

**Q** 厚生労働大臣が定める地域について提供される「特別地域加算」とはどのようなものか。

**A** 厚生労働大臣が定める地域については、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」がある。当該加算は支給限度額管理の対象とはならない（福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与については、別途算定方法による。）。  
介護報酬の単価を定める際に用いる地域区分（1級地～7級地等。厚生労働大臣が定める一単位の単価（平27・3・23厚労告93）により定められている）とは別のものである。

居宅介護実務

### 1 特別地域加算などの対象となるサービス

特別地域加算などの対象となるサービスは、次のとおりです（居宅サービス費算定基準、居宅支援費算定基準、介護予防サービス費算定基準、平21・3・13厚労告83、平24・3・13厚労告120）。

### ◆介護給付◆

## 第2 訪問介護費

### ○訪問介護費の報酬の単位数

基本となる単位数は、サービス費ごとに表形式で掲載しています。

#### 1 基本部分の単位数

身体介護が中心の場合	(1) 20分未満の場合	165単位
	(2) 20分以上30分未満の場合	248単位
	(3) 30分以上1時間未満の場合	394単位
	(4) 1時間以上の場合 30分を増すごとに83単位を加算	575単位
生活援助が中心の場合	(1) 20分以上45分未満の場合	181単位
	(2) 45分以上の場合	223単位
通院等乗車介助	(1) 1回につき	98単位

#### 2 ケースごとの取扱い

(1) 身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合	生活援助の所要時間20分から計算して25分を増すごとに+66単位（上限198単位）を加算
(2) 介護職員初任者研修課程を修了した者をサービス提供責任者として配置している場合	×70/100
(3) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90/100

居宅介護実務